

## 「東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)」案の パブリックコメント募集に寄せられた御意見について

「東京都子供・子育て支援総合計画(中間見直し版)」案について、都民の皆様の御意見を平成30年2月15日から28日まで募集し、3名の方から以下のとおり御意見をいただきました(御一人から複数の御意見をいただいた場合には、それぞれ別に記載しています。)

中間見直し版(案)の取りまとめに当たっては、いただいた御意見を十分参考とさせていただきます。また、今後、計画を推進するに際しての参考ともさせていただきます。

### 全体についての御意見

事項	御意見(要旨)	都の考え方
1 関連する計画	p4の、関連する計画に、「東京都雇用対策協定に基づく事業計画」を記載すべき。	「東京都雇用対策協定に基づく事業計画」は、東京都知事と厚生労働大臣が、東京都と国がより連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していけるよう締結した「東京都雇用対策協定」に基づいて策定しているもので、東京都と東京労働局が連携・協力し実施する具体的な取組及び実施方法を毎年度定めています。 東京都子供・子育て支援総合計画では、子供・子育て会議の共同事務局である、福祉保健局、生活文化局、教育庁等、より子供・子育てに関連の深い計画に絞って掲載しています。
2 理念 関連	自分で決めてやる遊びは、子供の1日の中でも貴重な時間であり、個性や創造力を伸ばすことに大きく寄与している。p16の理念で「豊かな遊びや自然体験」について触れられているが、その後の本編では、豊かな遊びについての記述が非常に少ないので、記載を増やすべき。	子供の遊びや自然との関わりの意義や手法については、「保育所保育指針」や、「幼稚園教育要領」等に示され、教育・保育の現場で実践されているほか、都においても、目標2(2)「森と自然を活用した保育等の推進」、目標5(5)「水辺空間の魅力向上」「緑の拠点となる公園の整備」「こころとからだを育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり」などの事業に取り組んでいます。 提案の御趣旨を踏まえて、取り組んでいきます。

### 個別の部分についての御意見

事項	御意見(要旨)	都の考え方
3 都の事業の実績など	東京都が実施した事業で、効果があったものや特色あるものを分かり易く数値や写真などで紹介し、目標に向けて取り組んでいることを都民に周知すべき。 例えば、「第4章 子供・子育て支援を担う人材の確保・資質の向上」で、「2 子育て支援」のコラムとして「とうきょう子育て応援ブック」を掲載したり、「4 保育」のコラムとして「保育士等キャリアアップ補助金の賃金改善実績報告等」に係る集計結果(平成29年2月)」から、賃金改善月額グラフを掲載したり等すべき。	東京都子供・子育て支援総合計画の事業の実績や進捗状況について、東京都子供・子育て会議の意見を伺ったうえで、毎年度、公表しています。 「とうきょう子育て応援ブック」「保育士等キャリアアップ補助金の賃金改善実績報告等」に係る集計結果(平成29年2月)」について、それぞれ計画中間見直し版の第3章目標4及び、第4章のコラムとして掲載しました。

	事項	御意見(要旨)	都の考え方
	4 目標3	<p>子供の遊ぶ環境の質は、子供の成長とウェルビーイングに大きく影響する。目標3〔1 子供の生きる力を育む環境の整備〕に、子供の自由意志による学びの環境として、「子供の遊び環境の整備」を追加することが必要。子供の遊びに関する物理的、心理的環境アセスメントと、それに伴う方針、行動計画の策定を中間見直しの中に含めることを提案する。</p>	<p>子供にとって身近な、児童館、公園等は、必ずしも、子供の遊びのためだけの施設、サービスではありませんが、これらの施設等を、地域のニーズや実情に応じ整備していくことで、子供が遊ぶ環境の整備、質の向上に資するものと考えます。</p> <p>また、都では、子育て支援の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて行うプレーパーク等の実施や補助事業を子供家庭支援区市町村包括補助などで支援しています。</p> <p>今後も、これらの施設等の整備の支援、実施に引き続き取り組んでいきます。</p>
	5 目標3	<p>子供の存在が日常生活でより身近となるよう、専門家が専用の場所で取り組むのではなく、地域社会で身近に交流できる取組が必要。目標3〔2 次代を担う人づくりの推進〕に公園だけでなく、公共空間として身近な道路を交流の場に活用する事業の支援や制度の創設など、盛り込んで欲しい。</p> <p>こうしたオープンな公共空間での取組は、課題を抱えている子供や家庭への「発見する相談」につながり、今回追加される事業の「子供食堂」等と連携して効果を発揮すると考える。</p>	<p>子供の居場所創設事業などの目標1〔3〕の各取組により、子育て家庭を地域で支える仕組みの充実に取り組むほか、地域の人々の参画を得て実施する放課後子供教室などの目標3〔3〕の各取組により、放課後の居場所づくりに取り組んでいます。また、子供の存在が社会でより身近になるよう、目標5〔5〕の各取組により、安心して外出できる環境の整備に取り組んでいます。</p>
	6 目標3	<p>学童クラブ等、登録制や特定の子供しか利用できない事業以外で法的な設置義務が無い事業(冒険遊び場など)の整備と充実を目標3〔3 放課後の居場所づくり〕に盛り込むことを提案する。こうした事業は、園庭のない保育園・学童クラブ等の遠足や散歩などを受け入れ可能な社会資源として、積極的に利用されるべき。また、子供は学童クラブの指導員や教師以外のナナメの関係の大人と触れ合う機会を得ることができる利点があり、財政支援が必要と考える。また、学童クラブや放課後子ども教室等の職員、指導者が子供の遊びに関わる専門分野「プレイワーク」の研修を受講できるように提案する。</p>	<p>都では、子育て支援の実施主体である区市町村が、地域の実情に応じて行うプレーパーク等の実施や補助事業を子供家庭支援区市町村包括補助などで支援しています。</p> <p>また、区市町村においては、学童クラブの放課後児童支援員等に対して、資質の向上を図るため、子供の育成支援に関する研修を実施しています。</p> <p>今後も、子育て支援の実施主体である、区市町村のさらなる取り組みを促していきます。</p>